

吸収分割に係る事後開示書類

神奈川中央交通株式会社

株式会社神奈中システムプラン

会社法第 791 条 1 項及び会社法施行規則第 189 条並びに
会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める書面

2024 年 1 月 1 日

神奈川県平塚市八重咲町 6 番 18 号
神奈川中央交通株式会社
代表取締役 今井 雅之

神奈川県平塚市八重咲町 6 番 18 号
株式会社神奈中システムプラン
代表取締役 福田 範昭

神奈川中央交通株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）と、株式会社神奈中システムプラン（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023 年 9 月 26 日付で締結した吸収分割契約書に基づき、2024 年 1 月 1 日を効力発生日として、吸収分割会社の飲食・娯楽事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を実施いたしました。

本件分割に関する会社法第 791 条第 1 項及び会社法施行規則 189 条並びに会社法第 801 条第 3 項第 2 号に定める事項は、下記のとおりです。

なお、本件分割は、吸収分割会社においては会社法第 784 条第 2 項に規定する簡易吸収分割、吸収分割承継会社においては会社法第 796 条第 1 項に基づく略式吸収分割となります。

記

1. 本件分割が効力を生じた日

2024 年 1 月 1 日

2. 吸収分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに会社法第 785 条、第 787 条および第 789 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 784 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

- (2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
本件分割は、会社法第 784 条第 2 項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過
吸収分割会社は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。
 - (4) 会社法第 789 条（債権者の異議）の規定による手続の経過
吸収分割会社は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2023 年 10 月 10 日付で官報公告及び電子公告を行いました。が、会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続並びに会社法第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過
- (1) 会社法第 796 条の 2（株主による吸収分割の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であることから、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過
吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であることから、該当事項はありません。
 - (3) 会社法第 799 条（債権者の異議）の規定による手続の経過
吸収分割承継会社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2023 年 10 月 10 日付で官報公告を行い、かつ、同日付で知れたる債権者に各別に催告をいたしました。が、会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。
4. 本件分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項
- 吸収分割承継会社は、効力発生日である 2024 年 1 月 1 日をもって、吸収分割会社から吸収分割会社の飲食・娯楽事業に関する資産、負債その他権利義務を承継しました。吸収分割会社から承継した資産および負債の額はそれぞれ以下のとおりです。
- 承継資産額：971 百万円（概算）
承継負債額：334 百万円（概算）
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
- 本件分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の変更登記は、いずれも 2024 年 1 月 1 日以降速やかに申請する予定です。

6. その他重要な事項

該当する重要な事項はありません。